

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

|           |  |                   |          |
|-----------|--|-------------------|----------|
| No        | 1  | 府省庁名              | 農林水産省    |
| 対象税目      | 個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |                   |          |
| 見直し項目名    | エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（グリーン投資減税）の廃止  |                   |          |
| 見直し内容（概要） | 適用期限の延長を要望しない。   |                   |          |
| 関係条文      | 租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10、施行令第5条の4、第27条の5、第39条の40   |                   |          |
| 増収見込額     | [平年度]  | +6,682 ( ▲6,682 ) |          |
|           | [改正増減収額]   | -                 | (単位：百万円) |
| 廃止又は縮減の理由 | <p>グリーン投資減税は、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として、平成23年6月に施行されたものであり、省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としている。</p> <p>政府は平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、平成27年7月にエネルギーミックスを策定し、これを基に温室効果ガス削減目標を策定し、国連に提出した。エネルギーミックスで示した現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現し、その上で温室効果ガス削減目標を達成するべく、引き続き本制度による措置を講じながら、省エネ設備、再エネ設備への投資を促進しているところ。</p> <p>本制度については、平成29年度末で適用期限が到来する。制度開始から約6年が経過しているところ、一定のニーズがあることに変わりない。他方で、例えば再エネについては、最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、FIT法の改正を行うなど、再生可能エネルギーを巡る諸制度の改善が行われ、また省エネについても、徹底した省エネを図っていくため、ベンチマーク制度の拡大、補助金による支援の充実等を進めてきた。こうした中、税制による支援についても、現在の利用実態を踏まえ、大幅な見直しを加える必要がある時期にきているため、本制度の適用期限の延長を要望しないこととする。</p> |                   |          |
|           | ページ  | 1—1               |          |